

名古屋市告示第1号

瑞穂土木事務所長の職務代理について

名古屋市土木事務所処務規程（昭和28年名古屋市達第14号）第4条第3項の規定により、瑞穂土木事務所副所長加賀山暁が瑞穂土木事務所長の職務を代理します。

なお、瑞穂土木事務所長職務代理者が使用する公印は、公印規則（昭和37年名古屋市規則第9号）別表に規定する公所長印とします。

令和8年1月6日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市緑政土木局総務課